

高取町ながら見守り事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高取町及び見守り協力事業者並びに町民が相互に協力及び連携し、町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう見守りを行うながら見守り事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定め、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 見守り協力事業者 第3条第1項の規定により、高取町ながら見守り事業参加申込書を提出した事業所をいう。
- (2) ながら見守り 見守り協力事業者が通常業務で町民の異変を発見した際や、町民が日常生活中に異変を発見した際に、高取町福祉課（以下「福祉課」という。）へ連絡することをいう。
- (3) 異変 日常生活において通常との違いがあることをいう。

(事業への参加)

第3条 事業の目的に賛同し、ながら見守りに協力しようとする事業者は、高取町ながら見守り事業参加申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 次に掲げる事業者は、見守り協力事業者として参加することができない。

- (1) 各種法令に違反している事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び高取町暴力団排除条例（平成23年12月高取町条例第17号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (3) 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (4) その他町長が見守り協力事業者として参加することが不相当と判断した事業者

3 見守り協力事業者は、高取町ながら見守り事業廃止届出書（様式第2号）を町長に提出することにより、事業への参加を取りやめることができる。

(見守り協力事業者の役割)

第4条 見守り協力事業者は、従事者に事業の目的を周知し、町民に対する見守りを行うものとする。

(福祉課の役割)

第5条 福祉課の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 見守り協力事業者又は町民からの連絡による状況確認、安否確認、関係機関への連絡等の対応
- (2) 見守り協力事業者からの参加申し込み受付及び町民に対する見守り協力の依頼
- (3) 見守り協力事業者の名簿の作成及びホームページ等への公開

- (4) 異変のある町民に対しての必要な支援等
- (5) その他事業の実施に関する必要な業務

(個人情報の取扱い)

第6条 個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び高取町個人情報保護条例（平成29年12月高取町条例第18号。以下「保護条例」という。）の規定によるものとし、町民のプライバシー保護の観点から特に慎重に取扱うものとする。

2 見守り協力事業者及びその従事者は、事業の実施により知り得た個人情報を当該事業の目的以外に利用、又は漏えいしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 福祉課が支援を行う場合の外部提供情報は、保護条例第8条の規定を適用するものとし、その情報は、支援に必要な最小限のものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。